

令和 2 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 3 年 1 月 27 日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線 4 2 1 6〕

① 件名										
石巻市国土強靱化地域計画の策定について										
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）										
<p><b>【背景】</b> 東日本大震災から得た教訓を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進のため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、国においては、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画が閣議決定された。</p> <p>都道府県・市町村においては、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされており、令和元年度に地域の国土強靱化の取組を一層促進するため、防災、安全対策等国土強靱化に係る国の交付金及び補助金の一部について地域計画の策定を交付要件とする方向が示された。</p> <p><b>【目的】</b> これまで、震災復興基本計画に基づき、防災集団移転促進事業や防潮堤、高盛土道路の整備など、災害に強いまちづくりを進めてきたが、地震、津波のみならず、昨今の異常気象を踏まえ、台風、大雨等の大規模自然災害が発生した場合のリスクを想定し、各リスクへ対応する必要があることから、地域計画を策定し、更に強靱な地域づくりに向けた取組を推進するもの。</p>										
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性										
<p><b>【根拠法令】</b> 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>										
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）										
<p>平成 26 年 6 月 国土強靱化基本計画が閣議決定 平成 29 年 4 月 宮城県が国土強靱化地域計画を策定 平成 30 年 1 2 月 国土強靱化基本計画の見直しについて閣議決定</p>										
⑤ 主な内容										
<p><b>【計画策定の概要】</b></p> <p>第 1 章 計画の基本的な考え方</p> <table border="0"> <tr> <td>1 計画策定の趣旨</td> <td>6 基本目標</td> </tr> <tr> <td>2 計画の位置付け</td> <td>7 事前に備えるべき目標</td> </tr> <tr> <td>3 計画期間</td> <td>8 起きてはならない最悪の事態の設定</td> </tr> <tr> <td>4 計画の対象想定被害</td> <td>9 施策分野の設定</td> </tr> <tr> <td>5 本計画と SDGs との関係</td> <td></td> </tr> </table> <p>第 2 章 脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>脆弱性評価の方法</li> <li>リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と推進方針</li> <li>施策分野別の推進方針</li> </ol> <p>第 3 章 計画の推進と見直し</p> <p>第 4 章 資料編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>石巻市国土強靱化地域計画に関連する各種計画等一覧</li> <li>過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害</li> </ol> <p>第 5 章 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業（別冊） ※詳細は別紙のとおり</p>	1 計画策定の趣旨	6 基本目標	2 計画の位置付け	7 事前に備えるべき目標	3 計画期間	8 起きてはならない最悪の事態の設定	4 計画の対象想定被害	9 施策分野の設定	5 本計画と SDGs との関係	
1 計画策定の趣旨	6 基本目標									
2 計画の位置付け	7 事前に備えるべき目標									
3 計画期間	8 起きてはならない最悪の事態の設定									
4 計画の対象想定被害	9 施策分野の設定									
5 本計画と SDGs との関係										

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>計画を策定することにより、大規模自然災害等に備えるための、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり、産業政策等を含めた総合的な取組として計画的に実施することが可能となり、国が理念とする、強靱な国づくり・地域づくりが推進される。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>策定済み：宮城県（H29.4）、南三陸町（R2.3）、大衡村（R2.3）、 大崎市（R2.6）、七ヶ浜町（R2.10）、仙台市（R2.11）</p> <p>策定中：27市町</p> <p>策定予定：登米市、七ヶ宿町</p> <p>※参考：内閣官房「市区町村における国土強靱化地域計画の策定状況（令和3年1月1日現在）」</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和3年 2月中旬～下旬 パブリックコメント実施</p> <p>3月下旬 石巻市国土強靱化地域計画策定、市ホームページ等掲載</p>
⑨ その他